

鹿屋市一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

鹿屋市一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則（平成27年鹿屋市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

第2条及び第3条 削除

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。